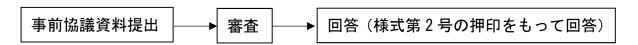
# 【中高層建築物事前協議書 説明資料 (下水道維持課)】

# <事前協議の流れ>



中高層事前協議時に以下の資料を 1部 提出して下さい。

## <添付資料>

- ① 中高層建築物事前協議申請書の写し(様式第1号)
- ② 案内図
- ③ 排水設備図

平面図(管材、管延長、勾配、桝の位置等を明記して下さい)

- ※污水排水系統、雨水排水系統
- ④ 計画汚水量の算出(書式は任意)
  - ※算出方法は、「下水道協議の手引き」(川口市下水道維持課)を参照して下さい。川口市下水道維持課のホームページからダウンロードできます。
- ⑤ 対策雨水量の算出(書式は任意)
  - (合流区域の場合)

必須です。

(分流区域の場合)

雨水流出抑制をしていただく時のみ、提出して下さい。

- ※算出方法は、「川口市雨水流出抑制指針・マニュアル」を参照して下さい。 川口市下水道維持課のホームページからダウンロードできます。
- ⑥ 取付管能力の検証

(合流区域の場合)

④で算出した計画汚水量と⑤で算出した対策雨水量の和が取付管 ( $VU\phi$  150mm) の能力 (0.021  $m^3/s$ ) 以下となるようにして下さい。

#### (分流区域の場合)

④で算出した計画汚水量が取付管能力(0.021 m³/s)以下となるようにして下さい。

※取付管能力以下にならない場合は別途協議をお願いします。

裏面に続く

- ⑦ 雨水流出抑制施設に関する資料(雨水流出抑制をする場合のみ) 配置図、平面図、断面図、雨水流出抑制量の計算書、(ポンプを使用する場合は) ポンプの規格等
  - ※「川口市雨水流出抑制指針・マニュアル」を参照して下さい。川口市下水 道維持課のホームページからダウンロードできます。

### <取付管について>

- ○取付管において、新規及び位置の変更等による費用は個人負担となります。 ※合流区域では、公設桝の設置も必要となります。
- 〇計画地に対する取付管で、不要となるものは撤去して下さい(個人負担)。

## <工事施工前の手続き>

- 〇川口市指定排水設備工事店から「排水設備等計画確認申請書」を提出し、確認を受けてください。
- 〇取付管工事を行う際は、「公道内取付管設置申請書」に必要書類を添付し提出して下さい。

# くその他>

- ○雨水流出抑制は「努力義務」ですが、極力、お願いします。
- ○合流・分流区域の確認は、下水道維持課窓口でご確認下さい。
- 〇計画に変更が生じた場合は、変更図面の提出をお願いします(変更申請等の 必要はありません)。
- ○その他、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合せ下さい。

川口市上下水道局 下水道維持課 排水設備係 Tel 048-258-4132